ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	
三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	
四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	
五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。	
六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	
	3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保
	サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第三十八及び様式第三十九中「第79条、第80条関係」を「第79条、第80条、第82条、第94条の７の14関係」に、様式第四十及び様式第四十一中「第80条関係」を「第80条、第82条、第94条の７の14関係」に、様式第四十二及び様式第四十三中「第81条関係」を「第81条、第82条、第94条の７の14関係」に改め、様式第五十五の七の次に次の八様式を加える。